

三 藤本事件の問題点

1. 特設法廷の設置

「熊本地方裁判所は、熊本県菊池郡西合志村国立療養所菊池恵楓園において法廷を開くことができる。」という最高裁決定により、裁判は、菊池恵楓園内の施設を利用した特設法廷で、また第一審第5回公判（1953.7.27）以降及び控訴審は園内に開設された菊池医療刑務支所の中の特設法廷で行われた。

被告人がハンセン病と診断された以上、逮捕後は恵楓園内の拘置所に勾留し、園内で出張裁判を開くことに何のためらいもなかった。司法もまた漫然と同所で公判廷を開くことを追認したのであった。さらに、恵楓園内の特設法廷で公判廷が行われるということは、一般人が傍聴することが極めて困難な状況にあるということであり、いわば「非公開」の状態で裁判は進行した。

ちなみに、徳田靖之「ハンセン国賠訴訟と法律家の責任」法律時報73巻8号（2002年）1頁によれば、「裁判所には、積極的に隔離政策を推進した責めがある。」「ハンセン病患者を悉く療養所に収容し、厳格に外出を制限する『らい予防法』においてすら、『法令により国立療養所外に出頭を要する場合であって、所長がらい予防上重大な支障を来すおそれがないと認めるとき』は外出を許されることになっていた（同法15条1項2号）にもかかわらず、裁判所は、刑事被告人としてのハンセン病患者を療養所外に出すことを決して許すことはなかったのである。」「こうした裁判所の『らい予防法』をも超える絶対的な隔離主義」と指摘している。

2. 手続上の問題点

被告人がハンセン病であることの影響は、取調の状況から公判時の状況、死刑執行に至るまで随所に見られる。

藤本松夫は、逮捕の際に拳銃で撃たれたことにより、右前腕貫通銃創並尺骨に複雑骨折の傷害を負っており、その痛苦の中で、取調を受けていた。取調官は、近寄ることで、ハンセン病に感染するかも知れないという恐怖感によって、ほとんど被疑者の供述を聞かないままに自白を求めている（1962年7月藤本松夫手記）。

さらに、法廷は、裁判前日に机やイス、証言台などが運び込まれ、裁判官席の前には書記官の机が置かれ、左右に検察官と弁護人の席、証言台の後方には傍聴席が設置され、一見通常の「法廷」が作り出されていた。しかし、法廷は消毒液のにおいがたちこめ、被告人以外は白い予防着を着用し、ゴム長靴を履き、裁判官や検察官は、手にゴム手袋をはめ、証拠物を扱い、調書をめくるのに火箸を用いたのであった（1955年3月12日上告趣意書）。このような「うすら寒い、座っていてもむずむずするような環境の中で」公判が進行した（1961年1月31日再審請求理由書（補充書））。

公判時の状況も、裁判官のハンセン病に対する恐怖も相当大きなものがあつたようで、裁判官は常にハンセン病の感染の恐怖を抱いていたということが示されている。例えば、被告人が述べたところによると、証拠物の展示にしても、その証拠物を被告人が直接にそれを手にとってその証拠物の証拠力を攻撃しようとしても、裁判官はその展示した証拠物が、一旦被告人の手中に渡ることによ

第四 1953年の「らい予防法」

って、被告人から感染の機会を与えられるといういわれのない恐怖によって、被告人にその機会を与えようとしなかった（1955年3月12日上告趣意書）。

証拠物についても、被告人の被服等は、消毒が行われてから鑑定にまわされた。鑑定に当たった九大の北条教授は鑑定書に「検査資料もそもそも不潔であるし又熊本で蒸汽等により滅菌されたそうであるが何かしら不明の物理的科学的な或は雑菌等の繁殖等が影響して」と書いている（1952年11月20日付北条春光鑑定書）。

さらに凶器とされた短刀の鑑定に当たった熊大の世良教授は、「この検査方法は極めて微量の血痕に対しても確実に鋭敏な反応をするものであり、此反応に陽性の反応が得られなければ血痕として更に追及し得べき方法がないものである」という方法で、「短刀の金属部、木柄部20数カ所について調べ、更に木柄から刀の部分を引き抜いてその間に蕨入微少な砂粒まで残すところなく」同様の検査を繰り返した結果、陰性であると断言しているにもかかわらず、「水に浸し水で洗い落とした場合等には血痕は水に溶解し去るもの」と述べるなど、推測に基づく杜撰な鑑定であった（1952年10月7日付世良完介鑑定書）。

3. 事実認定における問題点（証人の供述）

第一審弁護人が、証拠調べにおいてすべて同意したことがその後の被告人の防禦権を著しく困難にしたとしても、さらに問題なのは、有罪の決め手とされた供述（「犯行」後、家を訪ねてきて「やってきた」と言った旨の供述）をした伯父、大叔母の証言が、被疑者が逮捕される前、すなわち被疑者の弁解を聞く前に「事前の証拠化」が図られたということである。この事前の証拠化は、公判で2人が証言を覆せば彼ら自身偽証罪に問われる恐れがあるという状況の中で、逮捕されたことで迷惑をかけ申し訳ないと思っていた被告人の供述にも何らかの影響を及ぼしたと考えられるのである。

大叔母は、1952年7月8日に、警察員に対し参考人として供述した後、7月11日検察官調書、9月1日検察官調書が取られ、検察官に対する供述の後、それぞれ同日2回の裁判官尋問を受けている。また伯父も、7月9日警察官調書を取られた後の、7月11日裁判官尋問が行われ、その後7月16日、17日に検察官調書、8月30日に警察官調書、9月13日に検察官調書が取られている。当時一次は別件で逮捕勾留され、任意の供述は期待できない状況であった。

さらに検察官請求により行われた両氏の裁判官尋問は、被疑者、弁護人、検察官の立会もなく行われ、弁護人による証人尋問申請も却下され、その供述に対して反対尋問を行うこともできなかった。

四 死刑判決

熊本地裁は、第5回公判後の1953年8月29日、被告人藤本松夫に対して死刑判決を言い渡した（【資料IV-8】）。判決は、ダイナマイト事件における事実認定に基づいて、被害者に対する怨恨を強調し、「被告人としては権威ある科学的診断により癲病患者と断定せられた上は素直にこれに応

じ」、「医師の適切な治療に身を任せ、その間の精神的、肉体的の苦痛に耐え、健康快復による幸福の1日を早く来らんことに希望を持ち、一意療養に専念することこそ被告人に残された唯一の更生の道であるに拘わらず、被告人はこの事に寸毫の反省を傾けることなく、却って被告人の生来の偏屈と執念の深さの徹底するところ、ただ一途に、自己、母、妹、親類、縁者の将来に救うべからざる暗影を投げかけたのは、あくまでFの仕業なりと思いつめ、10年もの間懲役に服し又は期間未定の療養生活に身の自由を束縛せられるより、むしろ未決監を脱走して前記水源村に走り、Fを殺害して同人に対する憤懣を霄さんものと決意するに至」ったと認定している。殺害行為については、逃走後、「言語に絶する労苦を嘗めながらも辛忙強くF殺害の適当の場所と方法を模索しその機を窺っていたところ、遂に同年7月6日午後8時30分頃、同村大字原字迫口の山道で開拓団の会議に急ぐFに遭うや、やにわに所携の短刀を以て同人の頸部その他を突刺し或は切付け」たと認定したのみで、鑑定の矛盾や被告人「自白」の矛盾など何ら判断をしないまま、死刑を言い渡したのであった。

五 上訴審と公正裁判要請運動

1. 公正裁判要請運動

全国の療養所でらい予防法改正に対する反対闘争が高まる中で、菊池恵楓園自治会では、藤本事件が『らい』に対する社会的偏見と、誤った国の『らい政策』による悲劇」であるとして、藤本松夫の支援を決定した（予防法改正案が衆議院を通過した3日後の1953年7月7日菊池恵楓園自治会決定による）。

さらに、第一審第5回公判における死刑求刑から2日後の1953年7月29日、恵楓園自治会は全患協本部に対し、「病友藤本氏の減刑歎願運動について」と題する要請状を送付した。

しかし、このような「救援運動」「藤本松夫氏の無罪釈放運動」は、「『無罪』という決定的なタイトルで協力を要請することは、各支部療友間に疑念を抱かせ早急に理解していただけないうらみがある」として、「公正裁判要請運動」に名称を変え、全国的に活動を進めていくことになった。そして、「控訴受理に全力を集中する」全患協では、「私どもはともすればその圧力によって情状の酌量が一方的に加担されやすい『らい』にまつわる偏見を是正していただくべく」署名活動を行い、「藤本松夫氏の殺人事件に関する控訴を受理していただきたい」旨の陳情を行った。

2. 控訴審

藤本松夫は、第一審判決後直ちに福岡高裁に控訴、全患協の支援により、弁護人として野尻昌次（熊本県弁護士会）を依頼し、1953年12月1日に控訴趣意書を提出した。

この時、菊池支部長加納敏克は、弁護人宛に、「刃物についても指紋も血痕もなく弁護人はこの点を強調しているそうではありますが、患者側としてはこの度の裁判を通じて癩なるが故に引き起こされた事実に対してほとんど触れていないことに甚だ遺憾を感じているものであります」として、ハンセン病患者に対する社会的偏見を前面に出すことを要請している（患患発124号（1953年9月4

第四 1953年の「らい予防法」

日付))。

控訴審においては、前述のように菊池刑務所内の特設法廷で、5回の公判廷が開かれ、それぞれ菊池支部から数名が傍聴を行った。第1回目の公判では、事実審理申立に基づく取調べが認められ、「第一審の審理の不尽、事実誤認、理由の不備の申立が容れられた点成功した」と、弁護人、被告人も控訴審にかける期待が高まったのであったが、1954年12月13日に行われた判決公判は、弁護人が出廷しないまま開かれ、上訴棄却の判決が言い渡されたのであった。

3. 上告審

高裁判決後1954年12月27日最高裁に上告し、上告審には柴田睦夫、関原勇の両弁護人が加わり、また全患協による「公正裁判要請」運動も引き続き行われていた。全患協は1955年4月9日最高裁に対し、全入園者の署名をもって「藤本松夫氏の上告裁判に関する嘆願書」を提出した。藤本松夫は「自分は今までの裁判で、自分が罪を犯したという確実な証拠もないので罪には為らないと自分の潔白を信じてきたが、その裁判は十分に審理を尽くされず、また、自分の病に対して裁判関係者がこれをこわがって証拠などを調べるのに自分に手をふれさせない様な不合理を行って不当な死刑を判決した。自分は今まで法の厳正を信じて来たが、すべてが不十分でしかも差別的であることを判決されて初めて知った」(全患協宛の書簡。全患協ニュース47号(1955年4月1日付))として、「知人に迷惑をかけることをおそれて」「誰にも語らなかつた」犯行時のアリバイの存在を主張し、最高裁での審理を求めた。

上告趣意書提出から9ヶ月を過ぎた1955年12月14日、最高裁より翌年2月24日に弁護人の口頭弁論を行う旨の通知があり、「最高裁で弁論をきくことは極めて異例なことであり、被告側にとって有利な事態であることが感じられ、原審破棄にゆく可能性をつよく含むものとして」大きな期待を寄せるものとなった(全患協ニュース56号(1956年1月1日付))。

第1回最高裁口頭弁論は、1956年4月13日、最高裁判所第二小法廷で開かれ、弁護人として野尻昌次、関原勇、柴田睦夫、霧生昇、青柳盛雄の5名が出廷し、それぞれ弁論を行った。なお、この中で、「一審、二審とも病院内の狭い部屋で開廷され、傍聴人も患者、親族らの極く限られた少数で特殊の形態の裁判が行われたようである。被告人が癩病であるため隔離的な処理がなされたことは、やむを得ないことと一般に承認されているようであるが、私はこれが問題であると思う。癩患者は別の扱いを受けなければならないか、独り癩患者のみの関心事ではなく、良識ある国民の法意が集中し、その関心が高まりつつある特殊の事件である」(青柳盛雄)として、はじめて特設法廷に関する指摘を行った。これに対して、検察官は「ライ患者なるがゆえに不適切な取扱いを受け、人権を尊重されなかつたとの弁論ですが、しかし、二審共最高裁判所の許可を以て裁判所外での開廷をしたものであり、審理は慎重に行われている。原審においても5回も公判を開き検証も行い十分審理を尽くしているのであって、特に不適切な扱いを受けたとの論は全く当たらないものである」と述べた。

結審し、判決言い渡しを待つのみとなっていたところ、裁判官交替による手続の更新のため、突然公判を再開、口頭弁論を行う旨の通知があり、第2回口頭弁論が開かれることになった。

第2回口頭弁論は、1957年3月22日に最高裁第二小法廷で開かれ、野尻昌次、関原勇、柴田睦夫、佐藤義弥、霧生昇の各弁護人から弁論が行われ、それぞれ事実誤認と審理不尽を述べ、またハンセン病患者であるがゆえの予断と偏見を指摘し、「病気の宣告を受けた当時被告にはそれが『死』と同義語であった。それは一家の破滅を招くものだからであって、これは日本のハンセン氏病対策の人権無視の事実を雄弁に物語るものであり、当時のハンセン氏病行政が一方的であったことは『らい予防法』からみても明らかである」(関原勇)と述べて原審判決が独断と偏見に満ちたものであるとして十分な審議を求めた。

しかし1957年8月23日十数名の傍聴人が見守る中で、最高裁が下した判決は、上告趣意は適法な上告理由に当たらないというものであった。単に「原裁判所が所論のような予断偏見を有し、良心に反して裁判をしたと認むべき資料は存しない」とされ棄却されたのであった。

4. 「救う会」の発足

全患協では、「ハンセン氏病患者であるため予断と偏見にとらわれ、十分に手をつくさない粗雑な裁判をもう一度やり直して下さい」「藤本さんを死刑から救ってください」の2つのスローガンを掲げ、「藤本松夫さんを死刑から救う会」を発足させた。

1958年8月1日、菊池支部は、菊池恵楓園の入園者1726名全員の署名を持って法務大臣宛に「藤本松夫氏の死刑執行延期に関する嘆願書」を提出した。「療友藤本松夫氏の生命を助けて頂きたい、もう一度裁判をやり直していただきたい」理由は、第1に「被告の人間性やその生命が、らいなるがゆえに軽んぜられているのではないか」、第2に「たとえその人間がどのような境遇におかれていようともあらゆる存在にもまして尊い」こと、第3に「らい患者の人間性、私共の生命に対する軽視がひそんでいると思わざるを得」ず、また患者に対する「見せしめのための厳罰と判断される」こと、第4に犯行当時のアリバイの存在をあげ、刑執行を延期し、裁判の全過程にわたる慎重な検討を要請した。

第二審判決後1955年からすでに全患協、自由法曹団、国民救援会、全医労、松川事件対策委員会などが組織的な取り組みを始めていたが、1958年3月8日「藤本松夫を救う会」が発起人133名により東京で発足した(事務局長は玉井乾介岩波書店編集課長)。「救う会」からは、1958年8月に「特赦(減刑)嘆願書」が提出されたのをはじめとして、死刑執行延期の要請陳情(9月21日)、「恩赦願」の提出(1959年3月10日)、「助命嘆願書」の提出(3月25日)、死刑執行延期の要請陳情(7月31日)がなされた。国連加盟に伴う恩赦を機に、上告棄却以前からこのような特赦、減刑の陳情は行われていた。全患協支部から特赦のための運動を行いたいとの要望が出ており、「藤本氏の場合のように、刑が確定しておらず、上告審理中であるものについて、特赦減刑を嘆願するということは、一応矛盾するようにも思われるが、これをどう考えたらよいか」という全患協の質問に対して、弁護人関原勇は、「あくまでも無罪という線のみで運動を進めるということも、柔軟性に欠けると思われるので、「運動の方針をあくまで無罪1本にしぼらないで、ライ患者に対する偏見の克服打破という点で、死刑反対ということも考えられるのではないか」と答えた(1957年1月10日付全患協発第2639号)。

第四 1953年の「らい予防法」

1957年10月1日、菊池支部長の増重文が全患協議長に就任したことで、全患協では藤本事件を重点に扱うことになり、その活動は再審請求に向けて動き出した。

5. 再審請求と死刑執行

1962年8月25、26日、40名による現地調査が行われ、さらに第二次、第三次の現地調査が計画されていた頃、3度目の再審請求が棄却され、その翌日9月14日に福岡拘置所にて死刑が執行された。死刑執行企案書は、1962年9月11日中垣国男法務大臣によって押印され、衆議院法務委員会で質問された大臣は「たまたま藤本の書類が1番上にあり捺印した。第3次再審請求の内容も記憶していない」「法律に基づいて刑を執行」との発言が行われた（1962年11月10日）。

しかし、請求棄却を見こして準備されていたかのような死刑執行は、無罪を主張していた被告人の権利に「厚い壁」を設けたものに他ならず、死刑執行の知らせを受けた各地では次々と大規模な抗議活動が行われた。それは予断偏見のもとに十分な手続が尽くされないまま極刑が下されたことに対する社会の衝撃を示すものであった。

藤本松夫は、奇しくも死刑執行の2週間後には、10年の懲役刑を受けたダイナマイト事件判決確定から数えて10年を「癩刑務所」のなかで迎えるはずであった。受刑者としての地位を失い、死刑囚としてのみ処遇されるべき「患者」を収容する施設は制度上存在せず、この時、差別・偏見のもとに司法制度上からハンセン病患者を「隔離」した「癩刑務所」にさえも、彼の居場所はなくなろうとしていた。藤本松夫に対する突然ともいえる死刑執行は、このような差別・偏見のもとに生じた司法制度の矛盾を背景とするものであったとも解せられる。

9月16日、全患協第7回臨時支部長会議は、抗議の声明書を発表し、9月18日、国民救援会、日本患者同盟、「救う会」の代表7名が法務省に抗議し、抗議文を手渡した。面会に当たった勝尾秘書課長は、①最高裁判決後は1回目の再審申立中であっても2回目であっても死刑は執行する。②処刑の決定は法務当局が資料を検討した上で再審事由無しと認定した場合に行う。③藤本氏の場合、熊本地裁が再審請求を却下することを確信していた。④減刑助命嘆願の却下や再審却下の通知を受刑者に通知する必要はない。⑤裁判で決まったものをいつまでもずるずる処刑延期することは妥当でない。藤本氏は判決から5年も経っている、と述べたのであった。

六 おわりに

一見、合法的に行われたかに見えるこの事件の捜査・裁判の過程を検討すると、憲法的観点から見た場合の矛盾が浮き彫りとなろう。

憲法は、裁判を受ける権利と、適正な手続に基づいた公平で迅速な公開の裁判の実現を謳っている。そのために、被告人には、弁護人依頼権、黙秘権、反対尋問権が保障され、不利益な供述の強要禁止、不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合の有罪の禁止が定められる。これは、いうまでもなく本来自由であるはずの人間に対して国家刑罰権による刑罰適用を是認するための最低限の保障であるといえる。いわば、憲法に定められた刑事手続条項はすべて、被疑者・被告人の人権に